

次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます

<労務>

令和5年4月1日より

雇用保険料率が

大幅に負担増

となります

注2

注1

注3



※内容のご質問等については、TEL 0258-35-2821 担当 高野・堀井 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

各種相談受け付けております。

“ワンストップ相談会”毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

個人に関すること、経営に関することを各専門家がワンストップでご相談に応じます。

『令和5年4月1日より、雇用保険料率が大幅に負担増となります。』

注1) 法改正により、雇用保険料率が令和5年4月1日より大幅に引き上げられます。

一般の事業であれば、事業主負担は1000分の8.5→1000分の9.5に引き上げられ、労働者負担は1000分の5→1000分の6へと引き上げられます。

建設業は現在の率より事業主負担が1000分の11.5、労働者負担が1000分の7へと引き上げられ、農林水産業・清酒製造の事業は事業主負担が1000分の10.5、労働者負担が1000分の7へと引き上げられます。

例えば、小売業の従業員の方が月180,000円の給与であれば、雇用保険料は3月が900円、4月は1,080円となります。

4月支払の給与計算の際は十分ご注意ください。

注2) 雇用保険料率は、雇用保険財政の状況を踏まえて決定されます。

雇用保険料率が引き上げになった背景には新型コロナウイルス感染症蔓延や社会情勢悪化等による雇用調整助成金申請が急増しました。

それにより財源が枯渇したため、今回の法改正とつながりました。

今回の法改正により、引き上げられた雇用保険料率は令和5年4月1日～令和6年3月31日までのものとなります。

注3) 昨今の物価上昇が厳しい中での引き上げのため、事業主・労働者ともに負担が大きくなります。

しかし雇用保険料率を引き上げ、財源を確保することで失業給付金、育児休業給付金、介護休業給付金等の保障を充実させることで労働者を保護することとなります。

詳しくは専門家へご相談ください。